

## 事業運営支援業務 標準委託契約約款（案）

※本約款案は、「上下水道事業運営支援業務活用の手引き（案）」における 第5章 事業運営支援業務（パッケージモデル）の業務範囲を前提とした約款（案）である。



## 目 次

第1条	総則
第2条	指示等及び協議の書面主義
第3条	業務計画書の提出
第4条	契約の保証
第5条	権利義務の譲渡等の禁止
第6条	秘密の保持
第7条	著作権の帰属等
第8条	再委託の禁止
第9条	調査職員
第10条	管理技術者
第11条	照査技術者
第12条	地元関係者との交渉等
第13条	土地への立入り
第14条	管理技術者等に対する措置請求
第15条	履行報告
第16条	貸与品等
第17条	契約図書と業務内容が一致しない場合の履行責任
第18条	条件変更等
第19条	発注者の請求による履行期間の短縮等
第20条	履行期間の変更方法
第21条	業務委託料の変更方法等
第22条	業務における矛盾等の解消
第23条	業務の中止
第24条	業務に係る受注者の提案
第25条	受注者の請求による履行期間の延長
第26条	臨機の措置
第27条	検査
第28条	業務委託料の支払い
第29条	引渡し前における成果物の使用
第30条	業務委託料の不払に対する業務中止
第31条	成果物に関する瑕疵担保
第32条	債務不履行に対する受注者の責任
第33条	債務不履行に対する発注者の責任
第34条	第三者に及ぼした損害
第35条	業務委託料の変更に代える契約図書の変更

- 第 36 条 履行遅滞の場合における損害金等
- 第 37 条 談合等不正行為があった場合の違約金等
- 第 38 条 発注者の解除権
- 第 39 条 発注者の解除権の留保
- 第 40 条 受注者の解除権
- 第 41 条 解除の効果
- 第 42 条 解除に伴う措置
- 第 43 条 保険
- 第 44 条 賠償金等の徴収
- 第 45 条 紛争の解決
- 第 46 条 契約外の事項

別紙 業務委託料 支払内訳書

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、上下水道事業運営支援業務委託に関する契約図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「契約図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び契約図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）において定める業務（以下「事業運営支援業務」又は単に「業務」という。）を遂行しなければならない。
- 2 受注者は、事業運営支援業務を善良な管理者の注意をもって、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内で遂行し、また、契約図書に定めた成果物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、受注者に対してその業務委託料（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。なお、本業務の契約の性質は、成果物の引き渡しを内容とする業務は請負契約とし、その他は準委任契約とし、第29条（引渡し前における成果物の使用）、第31条（成果物に関する瑕疵担保）は請負にのみ適用されるものとする。
  - 3 発注者は、受注者に対し、業務の遅滞を生じさせないように、契約図書にて定めた業務を遂行するために必要な情報を、契約図書にて定めた期日又は時期までに提供するものとする。
  - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 7 この約款及び契約図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第45条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 10 発注者は、事業運営支援業務により支援を受ける自己の事業についての設計業者、工事請負業者あるいは維持管理業者（以下「関係業者」という。）に対し、受注者に業務を委託すること、若しくは委託したことを明示し、発注者及び受注者との契約関係を当該関係業者との契約に示すものとする。
  - 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。なお、書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したもの、もしくは情報共有システムによる電子書類（電子押印）を有効とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項に示す指示等のうち指示、報告、質問、回答は、あらかじめ発注者と受注者が合意した場合には、電子メール又は打合せ議事録等による方法も前項の書面に含めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、第1項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、○日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 4 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

#### (業務計画書の提出)

**第3条** 受注者は、契約図書にて定めた期日までに、契約図書に基づいて各種の業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者より業務計画書を受理した日から7日以内に承諾しなくてはならない。必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から○日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約の他の条項の規定により履行期間又は契約図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「契約図書にて定めた期日までに」とあるのは「当該請求があった日から相当の期日までに」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

**第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の○以上としなければならない。

[注] ○の部分には、たとえば、1と記入する。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の○に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求するこ

とができる。

[注] ○の部分には、たとえば、1と記入する。

[注] 第1項第3号乃至5号は、保証を受託する金融機関があるか、保険商品があるかを確認のうえ記載すること。契約の保証を免除する場合は、この条全体を削除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

**第5条** 発注者及び受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた図面、書類、記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

**第6条** 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図面、書類、記録等を第三者に閲覧させ、複写させてはならない。

[注] 秘密保持契約書が別途締結されている場合は、「発注者及び受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密情報について、別途締結済の秘密保持契約書に従い取扱うものとし、当該契約を遵守するものとする。」との内容にする。

(著作権の帰属等)

**第7条** 受注者の作成した図面、書類、記録等（業務実施前から受注者が有するもの及び業務遂行過程で創作されたものを含む。）が著作物（著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物で以下この条において「著作物」という。）に該当する場合（以下著作物に該当するものを「本件著作物」という。）、その著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は、受注者に帰属する。ただし、成果物の著作権については、受注者は当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、別段の定めのない限り、この契約の目的の範囲内で発注者に提供された本件著作物を利用することができる。ただし、次の各号に定める行為を発注者が自ら行おうとするとき又は第三者をして行わせようとするときは、受注者の承諾を得なければならない。

一 本件著作物を変形、翻案、改変その他の修正をすること

二 本件著作物を公表すること

3 前項の規定にかかわらず、受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 発注者は、受注者が業務遂行に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止)

**第8条** 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。ただし、業務の一部について発注者の承諾があるときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、再委託しようとする相手方の商号又は名称、業務の概要及びその理由、その他発注者が必要とする事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前2項により業務の一部について第三者に委託した場合、発注者に対し、その第三者の受託に基づく行為全てについて責任を負う。

(調査職員)

**第9条** 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、契約図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 業務の適正かつ円滑な実施のための受注者又は受注者の管理技術者との協議
  - 二 この約款及び契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - 三 業務の進捗の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この契約に定める書面の提出は、契約図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

**第10条** 受注者は、事業運営支援業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 管理技術者は、発注者の事業遂行を支援するため、又は工程や品質に関する不具合を修復する

ため、当該関係業者に対して必要な指示、承諾、提案、通知を出すことができる。

(照査技術者)

**第11条** 受注者は、成果物の内容及び業務遂行に関する技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

**第12条** 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。ただし、受注者の協力が必要な場合には、発注者と受注者との協議により、受注者が分担する業務内容を定め遂行するものとする。

2 前項の場合において、発注者は、当該業務分担の遂行に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

**第13条** 受注者がこの契約の履行のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。ただし、受注者の協力が必要な場合には、発注者と受注者との協議により、受注者が分担する業務内容を定め遂行するものとする。

2 前項の場合において、発注者は、当該業務分担の遂行に関して生じた費用を負担しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

**第14条** 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第8条第1項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から○日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から○日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

**第15条** 受注者は、履行期間中、業務について契約図書に定める提出書類を作成し、発注者に報告しなければならない。

2 前項に定める提出書類の様式は、受注者の提案に基づき、発注者が承認するところによる。

(貸与品等)

**第16条** 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、契約図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から○日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、契約図書に定めるところにより、業務の完了、契約図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（契約図書と業務内容が一致しない場合の履行責任）

**第17条** 受注者は、業務の内容が契約図書又は発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその履行を請求したときは、これらに適するよう必要な改善措置をとらなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

（条件変更等）

**第18条** 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 契約図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 契約図書の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等契約図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - 五 契約図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後○日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

[注] ○の部分には、原則として「14」を記入する。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、契約図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により契約図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、履行期間若し

くは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

**第19条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行期間の変更方法)

**第20条** 履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第25条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

[注] ○の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

(業務委託料の変更方法等)

**第21条** 業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

[注] ○の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

3 この約款及び契約図書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務における矛盾等の解消)

**第22条** 契約図書、発注者と受注者との協議の内容、もしくは発注者の受注者に対する指示が相互に矛盾し、又はそれぞれの内容が不十分もしくは不適切であることが判明した場合、発注者及び受注者は、すみやかに協議をしてその矛盾等を解消しなければならない。

- 2 前項の場合において協議が成立し矛盾等が解消したときは、受注者は、その協議内容に従って業務を遂行しなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、その矛盾等が発注者の責めに帰すべき事由による場合は必要と認められる履行期間及び業務委託料の変更並びに受注者が損害を受けているときはその賠償を、発注者と受注者の双方の責めに帰すことのできない事由による場合は必要と認められる履行期間及び業務委託料の変更を請求することができる。

(業務の中止)

**第23条** 現場業務を行う場合で第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

**第24条** 受注者は、契約図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき契約図書の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、契約図書の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により契約図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

**第25条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長及び業務委託料の増額を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害

を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(臨機の措置)

**第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が実績に基づきこれを負担する。

(検査)

**第27条** 受注者は、四半期ごとに業務を完了したときは、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。また、受注者は、次に掲げる特定の業務については、業務完了後に前記にかかわらず直ちに業務完了届を提出しなければならない。

(1) ○○業務

(2) ○○業務

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、受理した日から○日以内に検査しなければならない。

3 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、検査の結果、契約図書の記載内容と適合しない部分について発注者から改善指示を命ぜられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。

5 前項の再検査は、当該改善部分を受理した日から○日以内にしなければならない。

(業務委託料の支払い)

**第28条** 受注者は、前条第2項又は第4項の検査に合格したときは、別紙業務委託料支払内訳書のとおり業務委託料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求をうけたときは、支払請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

**第29条** 発注者は、第27条の規定による検査合格前においても、成果物の全部又は一部を受注

者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者の費用が増加し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加した費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

(業務委託料の不払に対する業務中止)

**第30条** 受注者は、発注者が第28条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(成果物に関する瑕疵担保)

**第31条** 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から○年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は○年とする。

[注] ○の部分には、たとえば、2ないし3と記入する。ただし書きの○は、たとえば、10と記入する。

- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が契約図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

**第32条** 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又はその他業務を行うにつき損害(第34条第1項、第2項若しくは第3項に規定する損害を除く。以下この条において「業務に係る損害」という。)が生じた場合には、履行の請求とともに業務委託料を上限として損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者が自らの責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

2 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、履行期間が満了した日から○年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、履行期間が満了した日から○年とする。

[注] ○の部分には、たとえば2と記入する。ただし書きの○は、たとえば、10と記入する。

3 発注者は、業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、受注者の契約違反が契約図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(債務不履行に対する発注者の責任)

**第33条** 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受注者に損害が生じたときは、発注者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、発注者が自らの責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

**第34条** 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（契約図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの又は関係業者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者又は関係業者がその賠償額を負担する。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（契約図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者又は関係業者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える契約図書の変更)

**第35条** 発注者は、第17条から第19条まで、第22条から第26条まで、及び第29条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて契約図書を変更することができる。この場合において、契約図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字

を記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

[注] ○の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

**第36条** 受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約にて定められた期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。ただし、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合又は関係業者の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

- 2 前項により請求できる損害金の額は、当該未完了の業務に相当する業務委託料から遅延日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額とする。

[注] ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

[注] ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法第8条の率を記入する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

**第37条** 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があつた場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く）に入札（見積書の提出を含む）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の解除権）

**第 38 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務の実施が不可能であると明らかに認められるとき。
- 三 管理技術者を配置しなかったとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 第 40 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の解除権の留保)

**第39条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

**第40条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 契約図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第23条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の〇（履行期間の10分の〇が〇月を超えるときは、〇月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約に定める協議が成立しないとき。
- 四 発注者がこの契約に違反し、受注者が相当期間を定めてその是正を催告してもなおその違反が是正されないとき、またはその違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 五 発注者の責めに帰すべき事由又は発注者と受注者の双方の責めに帰すことのできない事由によって、業務を遂行することができず、その期間が、履行期間の4分の1以上又は2ヶ月以上になったとき。
- 六 前各号のほか、発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でない認められるとき。

(解除の効果)

**第41条** この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、業務の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、当該既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた業務の既履行部分に相応する業務委託料（以下この条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第38条の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の〇に相応する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

[注] 〇の部分は、たとえば、1と記入する。

- 5 第38条第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 第39条及び第40条の規定によりこの契約が解除されたことにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第42条** 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損し、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条によるときは発注者が定め、第39条又は第40条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する調査機械器具、仮設物その他の物件（第8条の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。
- 5 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

(保険)

- 第43条** 受注者は、契約図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第44条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から年〇パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。

(紛争の解決)

- 第45条** この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者に不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人〇名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあつせん又は調停の手續を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 4 発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

[注] 第4項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

（契約外の事項）

**第46条** この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙 業務委託料 支払内訳書

この契約の定めにより発注者が履行期間を通じて受注者に支払う業務委託料は、次に示すとおりとする。

1. △△業務

支払額については、各回支払いごとの業務実績をもって確定するものとする。

支払対象となる期間		業務委託料 (円)	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (円)
平成〇〇年度	第1四半期		
	第2四半期		
	第3四半期		
	第4四半期		
	年度計		
平成〇〇年度	第1四半期		
	第2四半期		
	第3四半期		
	第4四半期		
	年度計		
平成〇〇年度	第1四半期		
	第2四半期		
	第3四半期		
	第4四半期		
	年度計		
平成〇〇年度	第1四半期		
	第2四半期		
	第3四半期		
	第4四半期		
	年度計		
平成〇〇年度	第1四半期		
	第2四半期		
	第3四半期		
	第4四半期		
	年度計		

2. ○○業務 金●円 (業務完了後の一括払い)

[注] ○○は、第27条第1項各号に記載の業務名を記入する。

3. ××業務

平成○年度	●円（一括払い）

初版取り纏め：2016年8月  
初回公表版：2016年9月20日

発行 一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里五丁目26番8号  
スズヨシビル7階  
TEL:03-6806-5751/FAX:03-6806-5753

©2016 一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会